

老人施設の体系と種類

施設の種類		施設の利用・入所等要件
老人施設	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4) </div> ……	65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ [市町村の措置]、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特別養護老人ホーム (老人福祉法第20条の5) </div> ……	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者及びその他政令で定める者を入所させ [市町村の措置]、養護する。(但し、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められた者に限る。) 又は、介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護する。
	※	[説明] 介護保険制度導入により、特別養護老人ホームは介護老人福祉施設に指定されていますので、介護保険法の入所要件に該当し、施設に空きがあれば利用(入所)できます。(平成29年10月1日からは、原則として要介護3または要介護4または要介護5に認定された方です。)措置については、介護扶助で対応し、ほとんど行われていないのが実情です。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 老人短期入所施設 (老人福祉法第20条の3) </div> ……	65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた者を短期間入所させ [市町村の措置]、養護する。(但し、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められた者に限る。) 又は、介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護する。
	※	[説明] 単独設置施設は(多分?)なく、特別養護老人ホーム等に短期入所定員枠を定めた併設がほとんどです。現状、介護保険を利用することにより、措置はほとんど行われていないと思われます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽費老人ホーム (老人福祉法第20条の6) </div> ……	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽費老人ホーム A 型 (老人福祉法第20条の6) </div> ……	60歳以上(配偶者と共に利用する場合は、どちらかが60歳以上)の者で、身寄りのない者又は家庭の事情等によつて家族との同居が困難な者であり、生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等又はそれらを合算したものが、一人月額348,040円(但し、2002年の場合)以下のものである者が利用対象。食事を3食提供します。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽費老人ホーム ケアハウス (老人福祉法第20条の6) </div> ……	60歳以上(配偶者と共に利用する場合は、どちらかが60歳以上)の者で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者が利用対象。食事を3食提供します。個別の日常生活上の援助及び介護を要する状態になった場合は、外部の在宅介護サービス等(ホームヘルパー、デイサービスなど)を受けることができます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 軽費老人ホーム B 型 (老人福祉法第20条の6) </div> ……	60歳以上(配偶者と共に利用する場合は、どちらかが60歳以上)の者で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者が利用対象。(但し、自炊ができない程度の健康状態にある者を除く。)食事は、原則として自炊です。
	※軽費老人ホームについて	[説明] 現行の老人福祉法は、軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)、ケアハウスの分類をしていません。(入所施設ですが)介護保険制度上在宅に位置付けられて整備された「ケアハウス」が軽費老人ホームに該当するようです。入所要件も緩やかで利用(入所)希望者と老人ホームとの契約施設です。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 有料老人ホーム (老人福祉法第29条) </div> ……	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を供与する。(介護等の供与及び将来において供与をすることを約する場合を含む。但し、老人福祉施設以外の施設。)	

老人施設の体系と種類

施設の種類		施設の利用・入所等要件
老人施設	老人福祉センター (老人福祉法第20条の7)	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
	老人福祉センター（特A型） (老人福祉法第20条の7)	地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、生業及び就労の指導、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与する。
	老人福祉センター（A型） (老人福祉法第20条の7)	地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与する。
	老人福祉センター（B型） (老人福祉法第20条の7)	地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与する。
	老人福祉施設付設作業所 (老人福祉法第20条の7)	老人の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等社会的活動を行う場所を提供し、もつて、老人の心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的とする。
社用法	老人介護支援センター (老人福祉法第20条の7の2)	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする。
	老人デイサービスセンター (老人福祉法第20条の2の2)	65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む）を通わせ [市町村の措置] （やむを得ない事由により介護保険法に規定する①通所介護、②地域密着型通所介護、③認知症対応型通所介護若しくは④介護予防認知症対応型通所介護又は⑤第一号通所事業を利用することが著しく困難である場合のみ）、又は、介護保険法の規定による①通所介護に係る居宅介護サービス費、②地域密着型通所介護若しくは③認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは④介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは⑤第一号通所事業で定める者その他の政令で定める者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する。 ※ [説明] 介護保険制度により、老人デイサービスセンターは通所介護サービス提供事業者の指定を受け、介護保険による利用者が大多数（定員があります）です。措置については、地域支援事業通所型サービスを提供することにより、その必要がなくなった・・・と、解釈しています。
設置運営要綱	高齢者生活福祉センター (生活支援ハウス設置運営要綱)	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もつて高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
	老人憩の家 (設置運営要綱)	市町村の地域において、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もつて心身の健康の増進を図ることを目的とする。
	老人休養ホーム (設置運営要綱)	景勝地又は温泉地などの休養地において、低廉で健全な保健休養のための場を与え、もつて心身の健康の増進を図ることを目的とする。